

## 静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成19年3月7日(水)に開催された第7回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成19年3月7日(水) 午後3時～午後5時15分

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

綾部美知枝, 大坪 檀, 佐藤エイ子, 塩沢忠和, 志田 洋, 鈴木健太, 谷川 治,  
堀田尚志, 望月 浩, 横田希代子(敬称略)

4 議 事

### ■ 新委員紹介

鈴木健太委員及び横田希代子委員の紹介

### ■ 新委員長選出

□ 昨年12月に、吉戒前委員長が異動となったため新委員長を選出したい。

従前委員長には地方裁判所長に就任していただいているが、今回の選出について、委員より意見を賜りたい。

□ 本委員会は国民の声を裁判所運営に反映させるために設置されたものであり、委員会自体を形骸化してはいけないとの思いから、意見を受け止めるべき裁判所の長が委員長に就くのは、委員会を設置した趣旨と相容れないことになるので、やはり市民側の代表者が委員長に就くべきであろう。そこで大坪委員を委員長として推薦したい。もとより鈴木委員の人格、資質に問題があるということでは決してないので、他の委員が鈴木委員を推挙されることに何ら異議はない。

□ 本委員会の趣旨をかんがみでの御意見は、もっともであるが、実際に円滑な議事進行・運営という観点に立った場合、やはり裁判所長が適任と思われるし、今までも裁判所長が委員長に就いたことで、本委員会の運営に支障が発生したこともなく、また委員会の制度趣旨に違背するような議事運営もなかったもので、鈴木委員を委員長として推薦したい。

□ 鈴木委員を新委員長としたいが、よろしいか。

□ 異議なし。(委員全員)

■ 静岡地方裁判所庁舎新営についての報告

□ 新庁舎については、「国民に利用しやすい裁判所、国民に親しみやすい裁判所、人にやさしい裁判所」の3つのコンセプトを掲げて建設に取り組んでいきたい。

□ 今後の予定であるが、現在建設中の仮庁舎が完成後、法廷棟を取り壊し、その跡地において埋蔵文化財の調査が行われることになっている。埋蔵物調査には数か月かかると伺っているが、埋蔵物等の出土もなく、順調に調査が進めば来年3月ころには新庁舎建築の工事に着手できる予定である。

□ 前回の委員会でも述べたが、もっと洒落たネーミングのコンセプトはないものか。これも前回述べたが、静岡市は、現在、柳の木を植えたり、噴水を作ったりと「水の都」を意識した街づくりを進めているが、そのイメージとマッチするようなコンセプトを掲げたらいいのではないか。

□ 裁判所という施設を裁判以外にも使用したいという市民の要望に応えられる施設にしてもいいのかなという思いもある。例えば、休日に市民に庁舎を開放して利用していただく、研究施設として利用していただくという発想である。

□ 大阪の造幣局では敷地内に植えられている桜が満開になると、敷地を市民に開放して花見を楽しんでもらっているようだが、非常にいいことだなと思う。

□ 自然採光，風通しなどにも配慮していただきたい。屋上緑化などは，技術の向上によってそれほど手間をかけずにできるようになってきている。

□ 技術的な要望になってしまうが，弁護士の立場からすると裁判員裁判が始まると，公判廷と公判廷の合間に被告人と接見を要する事態が予想されるので，接見室の設置場所は，そのあたりを配慮していただきたい。

また，破産係の受付場所についてだが，浜松支部は1階にあり，非常に利用しやすいので，本庁においても検討していただきたい。

#### ■ 裁判員制度全国フォーラムの結果について

総務課長より当日の経過報告後，同フォーラムで使用された選任手続に関するビデオを上映したところ，各委員から以下のような感想等が述べられた。

□ 率直に申して，裁判員になってくださいという者に対して「呼出状」はないだろう，というのが一般の感覚だと思う。依頼状では駄目なのか。

□ 依頼状では，お断りできてしまうことになり，それでは困ってしまう。

□ 裁判員制度に関するアンケート結果を見ると，消極的な回答の人が減るところか，増えているのが実情である。これだけ様々な広報活動をしているのだから，協力的な人が増えていいのに逆に減っているというのは，受け入れがたいイメージ，「呼出状」に代表される嫌悪感がつきまとっているのではないか。

「呼び出す」とは，力のある者が弱い者に対して力を行使する言葉であり，語感がよくない。

□ 一般市民の立場からすると，いきなり「呼出状」を突きつけられると，「呼び出される覚えはない。」という気持ちになる。

□ 裁判所から書類が送られてくるだけでも驚いてしまうのに，しかも「呼出状」なんて見たら，びっくりしてしまう。

□ 家庭裁判所の調停では，当事者に対する期日通知には「呼出状」という表記はしていないし，送付する際の封筒にも裁判所ではなく，書記官の名前を

差出人とするなど、当事者の心情等に配慮はしている。ただし、裁判所に来ることを強制はしませんが、裁判所に来ない場合は、調停はできませんよ、不成立で終了することにもなります、そのように手続に進展がなくても甘受してくださいという趣旨が含まれている。

- 呼出状は、「特別送達」で送付されてくるのか。
  - 条文では、送達が制裁の要件となっているので、きちんと届いたことが分かるような方法にならざるを得ない。
  - 候補者名簿に登載されましたという「通知」の中に、今後「呼出状」が送付されることを予告していただければ、多少抵抗感も和らぐのではないか。
  - 本当の民主主義の制度でもあり、柔らかく表記すべきである。言葉も杓子定規でなくてよい。第一印象が大切である。制裁事項など、伝家の宝刀を示すにしても小さく書いておけばよい。「御用だ」と十手を振りかざす感覚では駄目だ。民事事件では訴えられた方が「被告」と呼ばれ、そのこと自体悪いことではないのに、「なぜ、自分が被告なんだ」と騒ぐくらいなのだから。
  - 「呼出状」に変わる名称を広く募集してみてもどうか。
  - 「呼出状」が公判期日の5～6週間前に届くことになっているが、もう少し前に届けていただくことはできないか。
  - 従業員を送り出す企業の立場に立てば、準備期間が長いことに越したことはないかもしれないが、その分被告人の身柄拘束時間も長くなり、被告人の人権を考慮するとあまり期間を空けることはできない。また、最高裁の実施したアンケートでも、予定を立てるのは大体いつごろかとの問いに5～6週間前との回答が多かったことから5～6週間という期間を目標として設定した。
- 国民が裁判員として参加しやすい環境整備について
- 専業主婦が裁判員として参加した場合に子供を預けたり、延長保育をするにはお金がかかる。その辺りの補償が必要だ。介護デイ・サービスも同様だ。

□ 総じて、裁判員制度に関しては、広報は進んでいるが国民にとっては未だ「他人事」の感が拭えない。まず、雇用者側へのアピールを強化し、企業主の理解や協力姿勢を得て、職員研修に入れてもらうなど、雇用者を介して従業員への浸透を図るべきである。

それから、介護や子育ての問題さえクリアできれば参加できるという女性などに対する環境の整備も必要と思われる。

実は、女子サッカー日本代表選手で、初めてママさんプレーヤーが誕生した。この選手は、貴重な戦力で、日本代表としては是非必要としていたプレーヤーだったが、海外遠征中のその選手の子供は誰が見るのかという問題を解決しなければならなくなった。そこで、日本サッカー協会に働き掛けたところアメリカなどで採り入れているベビーシッター制度を検討することになった。

ただし、実際に新生児や重度の要介護者を抱えている場合には辞退するだろうから、そこまでの環境を整備しなければならない対象者は、そう数多くはないのかなという気もしている。

□ 子供のころから裁判員制度を授業の中で教える、教科書に盛り込むことが必要となってくるのではないか。

□ 子供たちへ直接教えるということではないが、法教育の浸透を図るため、まず先生方に理解していただくということで働き掛けは行っている。

#### ■ その他裁判員制度広報について

□ 裁判員制度の広報行事として、昨年12月に法務省主催のシンポジウムが行われ、さらに今年2月には裁判所主催のフォーラムが実施されたということだが、なぜ同じような内容のことを何回も行うのか。不信感がある。

□ 裁判所のフォーラムは、47都道府県で実施することが決まっていた。一方、法務省のシンポジウムは、毎年、開催場所を全国から10箇所選び出して、実施していたようだが、今回は、たまたま静岡が開催場所に選ばれたた

め、結果として近接した時期にお互いの行事を開催する形となってしまったようだ。

- 私は、そのようなタウンミーティングは裁判所だけで行っていると思っていたら、同じようなものを検察庁でも行っていると聞いて、一つのテーマのPRを異なる部署が別々に行い、それぞれの視点が違うと、私達は戸惑ってしまうということを申し上げたい。「消費者」は一人なのだから小異を捨てて合理的に一本に絞らないと効果的でない。これは初歩的なルールが分かっていない、非常に効率の悪い広報態勢である。
- 浜松では、裁判所、検察庁、弁護士会の法曹三者による広報委員会を立ち上げた。お互いが、今何をやっているのか理解しあうことは大事である。
- 裁判員制度に対しては、弁護士会には弁護士会なりに、検察庁には検察庁なりにこういう制度にしたいという思いがあるので、全く同じ歩調で訴えることができない部分もあるが、そのような御指摘はもっともである。